

## 出席停止解除届について

お子様が学校感染症に罹患したことを医師に診断された旨、連絡を受けました。学校保健安全法に基づき出席停止といたします。他の児童に感染のおそれなくなるまで登校はできませんので自宅で療養してください。

医師より感染のおそれがないと認められましたら、出席停止解除届に保護者が記入し、再登校する際にお子さまに持たせ、学校に提出して下さい。

表 学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準 (令和5年5月8日改訂)

第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルク病 ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア 重症急性呼吸器不全症候群 鳥インフルエンザ（H5N1） 中東呼吸器症候群 MARS	○治癒するまで
第2種 ※注	インフルエンザ （鳥インフルエンザH5N1除く） 百日咳 流行性耳下腺炎 咽頭結膜熱（プール熱） 麻疹（はしか） 風しん（三日ばしか） 水痘（みずぼうそう） 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症	○発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ○特有の咳の消失まで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで ○耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○主要症状が消退した後、2日を経過するまで ○解熱後3日経過するまで ○発疹が消退するまで ○すべての発疹が痂皮化するまで ○病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで ○発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルス等） など	○病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。

※注 第2種は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りでない。

キリトリ

## 出席停止解除届

北区立岩淵小学校校長様

年 組 児童氏名

1 疾病名

2 医師の指示により、登校してはいけない期間

月 日 ~ 月 日

3 診断を受けた病院名

令和 年 月 日

保護者氏名

印